

## 分別管理の法令遵守に関する経営者報告書

令和2年9月17日

I G証券株式会社

代表取締役社長

古 市 知 元

私たちは、I G証券株式会社の経営者として、以下に掲げる金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項並びに関連法令・規則（以下「法令」という。）を遵守して顧客資産の分別管理を行う責任を有している。

- ・ 金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項
- ・ 金融商品取引法施行令第16条の15
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令第136条から第141条の3
- ・ 平成19年8月金融庁告示第56号から第58号

私たちは、法令を遵守するために有効な内部統制を構築し維持する責任を有している。

私たちは、法令を遵守するために有効な内部統制を整備し運用する責任を有し、令和2年5月31日現在で顧客分別金を信託し、顧客有価証券を分別して管理する責任を有している。

私たちは、I G証券株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるため一定の手続を実施した。

この手続の実施の結果、私たちは、令和2年5月31日現在において、I G証券株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明する。

以 上